

別表十二(四)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度		・ ・	法人名	()	
事業場の名称	1		期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額	7	円
特定施設の名称	2		翌 期 繰 越 額 の 計 算	当期益金算入額	8
				鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額	9
				同上以外の場合による 益金算入額	10
当期準備金積立額	3		計 (8) + (9)	10	
積立 限度額 の計算	当期中に独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構に積み 立てた積立金の金額	4	貸	当期準備金積立額のうち損金算 入額 (3) - (6)	11
				期末金属鉱業等鉱害防止準備金 の金額 (7) - (10) + (11)	12
				貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	13
				引 (12)	14
				の取崩不足額 (13) - 前期の(13))	15
積				差額の合計額 + (15)	16
				における差額 の(14))	17

「11」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の44第1項」※1

又は「第68条の44第6項」※2

② 「区分番号」欄：「10191」

③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(四) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1204